

各 位

会 社 名 株式会社グッドマン
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 明
(登録銘柄・コード 7535)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 木 村 好 己
管 理 本 部 長
電 話 番 号 052-774-4350

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 30 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社グッドマン第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下、「本社債」といい、本社債に付された新株予約権のみ
を「本新株予約権」という。) |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の発行価額
を 無 償 と す る 理 由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたもの
であり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が
行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株
予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及
び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値
と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発
行価額を無償とした。 |
| 5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 平成 16 年 9 月 15 日 (水) |
| 6. 募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式
会社に割り当てる。 |
| (2) 発 行 価 格
(募 集 価 格) | 額面 100 円につき金 100 円 |
| (3) 申 込 期 日 | 平成 16 年 9 月 15 日 (水) |
| (4) 申 込 取 扱 場 所 | 株式会社グッドマン 総務部 |
| 7. 新株予約権に関する事項 | |
| (1) 新株予約権の目的たる
株 式 の 種 類 及 び 数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、そ
の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代え
て当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行
又は移転を当社普通株式の「交付」という。) する数は、行使
請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号 に定める |

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。
- (3) 行使時の払込金額及び転換価額 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初 3,413 円とする。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は平成 16 年 8 月 30 日の日本証券業協会が公表した当社普通株式の最終価格を 5.02% 上回る額とした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額とは、転換価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間 本社債の社債権者は、平成 16 年 9 月 16 日から平成 18 年 9 月 14 日までの間(ただし、当社の選択による本社債の繰上償還の場合はその償還日の前銀行営業日までの間とする。)いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 行使の条件 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできないものとし、本社債の社債権者の選択により本社債を繰上償還した場合には、償還日の前銀行営業日終了以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
- (8) 転換価額の修正 本社債の発行後、毎月第 3 金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(当日付けで同最終価格の公表がない場合には、過去に遡って求めた直近日に日本証券業協会が公表した最終価格)の平均値の 90% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記 5 連続取引日の間に、本項第(9)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が 1,706 円 50 銭(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が 5,119 円 50 銭(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が時価を下回る

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行価額又は処分価額で当社普通株式を新たに発行又は当社の有する普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。なお、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

又、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜調整される。

(10) 消却事由及び消却条件

当社が第8項第(6)号又はに定めるところにより本社債を繰上償還する場合においては、当社は同時に繰上償還する本社債に付された本新株予約権を無償で消却する。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日に、1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

名義書換代理人 日本証券代行株式会社 名古屋支店

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金20億円

(2) 各社債券の金額

金5,000万円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還期限

平成18年9月15日(金)

(5) 償還価額

額面100円につき金100円。ただし、繰上償還の場合本項第(6)号乃至に定める価額による。

(6) 償還の方法

本社債は、平成18年9月15日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本号乃至に定めるところによる。

償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本社債の社債権者に対して、償還日から1ヶ月以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面 100 円につき次の金額で繰上償還する。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

平成 16 年 9 月 16 日から平成 17 年 9 月 15 日までの期間については金 101 円

平成 17 年 9 月 16 日から平成 18 年 9 月 14 日までの期間については金 100 円

当社は、平成 16 年 9 月 16 日以降、その選択により、本社債の社債権者に対して償還日から 1 ヶ月以上 60 日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還金額は本社債の額面 100 円につき金 101 円とする。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

本社債の社債権者は、平成 16 年 9 月 16 日以降、その選択により、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行い、かつ本社債券を本項第(12)号記載の償還金支払場所に提出することにより、保有する本社債の全部又は一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還金額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。かかる繰上償還を請求した社債権者は、当該本社債が繰上償還期日に償還されたと同時に、当該本社債に付せられた本新株予約権を放棄したものとみなす。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。かかる買入消却を行う場合、当社は当該本社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社 債 券 の 様 式

無記名式とする。

なお、本社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担 保 の 有 無

本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財 務 上 の 特 約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに社債権者から社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨の決議を行っているものをいう。）に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

(10) 取 得 格 付

取得していない。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (11) 社債管理会社 本社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
- (12) 償還金支払事務取扱者 株式会社グッドマン 総務部
(償還金支払場所)
- (13) 登録機関 無し
9. 上場申請の有無 無し
10. 上記のほか、当社代表取締役は本社債発行に関する必要なその他の事項の決定を含め必要な一切の行為をなす権限を有するものとする。
11. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 1,990 百万円は、借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 調達資金による会社収益への影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益処分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、将来の事業展開と経営体質の強化のために適正な内部留保に努めながら安定配当を継続し、長期的には配当性向を高めていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方および内部留保の使途

内部保留資金につきましては、将来の安定的成長を維持するための海外の最先端医療技術への投資、国内生産のための製造強化、また海外販売網の構築等を中心に有効に活用することとしております。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 14 年 6 月期	平成 15 年 6 月期	平成 16 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	155.92 円	64.06 円	261.82 円
1 株当たり配当金	35 円	35 円	70 円
実績配当性向	19.2%	29.2%	24.2%
株主資本利益率	8.9%	3.9%	12.1%
株主資本配当率	1.9%	1.4%	2.6%

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金2,000,000,000円	
払込金額		金2,000,000,000円	
割当 予定 先の 内容	住所	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小嶋 歳晴	
	資本の額	76,307,750,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%(注)	
当 社 と の 関 係	出資 関係	当社が保有している割当予定先 の株式の数	(注)
		割当予定先が保有している当社 の株式の数	(注)
	取引関係等	なし	
	人的関係等	なし	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成16年6月30日現在のものであります。

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成16年8月30日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は19.10%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は今回発行する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権全てが、当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を前提としております。

なお、当社はストックオプション制度を採用しており、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権の新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び権利行使期間は、以下のとおりであります。

株主総会の特別決議日	新株予約権の目的 となる株式の数	発行価格	資本組入額	新株予約権の行使期間
平成14年9月20日	269,500株	2,692円	1,346円	自 平成15年9月1日 至 平成20年6月30日
平成15年9月25日	476,500株	5,000円	2,500円	自 平成17年10月1日 至 平成21年6月30日

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成14年7月11日 一般募集

発行株式数 1,000,000株

発行価額 5,340円

資本組入額 2,670円

払込金額の総額 5,700,000,000円

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年6月期	平成15年6月期	平成16年6月期	平成17年6月期
始値	2,960円	5,850円	2,600円	3,380円
高値	9,950円	6,250円	5,450円	4,380円
安値	1,900円	1,600円	2,250円	3,220円
終値	5,890円	2,600円	3,330円	3,250円
株価収益率	32.27倍	23.98倍	11.49倍	-

(注) 1. 平成17年6月期の株価については、平成16年8月30日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり純利益で除した数値であります。

以上

ご注意：この文書は、当社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。